

# 食品の輸出入規制にかかわる試験所の 能力評価に関するガイドライン

**CAC/GL 27-1997**



Food and Agriculture Organization of the  
United Nations



World Health  
Organization

Published by arrangement with the  
Food and Agriculture Organization of United Nations  
and the World Health Organization  
by the  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,  
Government of Japan

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により、「食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力評価に関するガイドライン（CAC/GL 27-1997）」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の農林水産省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機構（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 1997 (English edition)  
© Government of Japan, 2013 (Japanese edition)

## 食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力評価に関するガイドライン

### CAC/GL 27-1997

#### 範囲

1. 本ガイドラインは、食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力を担保する信頼性確保（quality assurance）対策の実施のための枠組みを提供するものである。
2. 本ガイドラインは、消費者の保護及び公正な貿易の促進のため、食品貿易での要求事項を適用する国を補助することを意図している。

#### 要求事項

3. 食品の輸出入規制にかかわる試験所では、以下の質規準が採用されているべきである。
  - ISO/IEC Guide 17025:1999「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に定められた試験所のための一般規準の遵守
  - 「(化学) 分析試験所の技能試験に関する国際的なハーモナイズドプロトコール」  
Pure & Appl. Chem. 78 (2006) 145-196 に定められた要求事項に適合する食品分析の適切な技能試験プログラムへの参加
  - コーデックス委員会が定めた原則に従って妥当性確認された分析法が使用可能な場合は、その分析法を使用
  - 「化学分析試験所の内部質管理に関するハーモナイズドガイドライン」  
Pure & Appl. Chem. 67 (1995) 649-666 に記載されているような内部質管理の手順の使用
4. 上述した試験所を評価する機関は、ISO/IEC Guide 58:1993「校正機関及び試験所の認定システムー運営及び承認に関する一般要求事項」に定められているような試験所認定に関する一般規準に適合すべきである。